

令和 7 年 12 月 25 日
健康部生活衛生課

旅館業に関する規制の見直し（案）に対する区民意見募集の結果

1 意見募集の実施概要

(1) 公表資料

区内の旅館業に関する規制の見直しの骨子案について（参考）
第1回江東区旅館業に関する規制のあり方検討委員会 資料・会議録
第2回江東区旅館業に関する規制のあり方検討委員会 資料・会議録
意見募集案内

(2) 意見募集期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）から 12 月 19 日（金）まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 周知方法

区報 12 月 1 日号、区公式ウェブサイト、区 LINE 公式アカウント配信

イ 公表意見の閲覧方法

区公式ウェブサイト、江東情報ステーション、保健所生活衛生課窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請（Logo フォーム）、持参

(5) 意見提出先

保健所生活衛生課

2 意見募集の結果

(1) 意見数

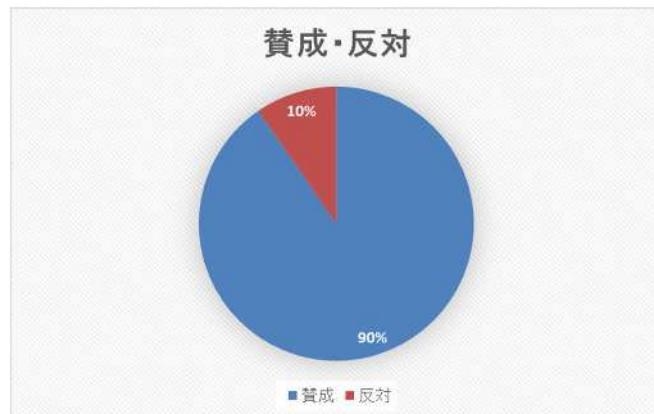
意見者数：52人

意見件数：86件

(2) 意見内容

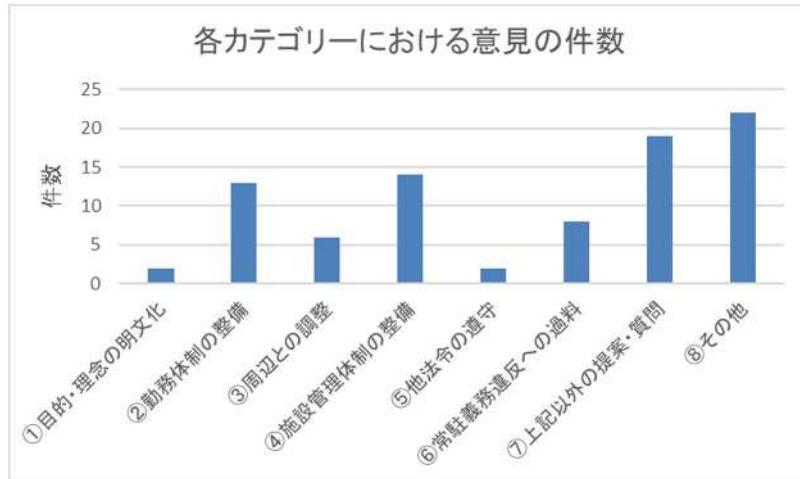
ア 規制への賛成・反対

意見種類	件数
賛成	47
反対	5



イ カテゴリー

カテゴリー	件数	規制賛成	規制反対
①目的・理念の明文化	2	2	0
②勤務体制の整備	13	11	2
③周辺との調整	6	6	0
④施設管理体制の整備	14	12	2
⑤他法令の遵守	2	2	0
⑥常駐義務違反への過料	8	8	0
⑦上記以外の提案・質問	19	18	1
⑧その他	22	20	2
合計	86	79	7



3 主な意見と区の考え方

(1) 目的・理念の明文化

○賛成意見（2件）

意見	区の考え方
目的及び基本理念の明文化に賛成する。	いただいたご意見を今後の取組に活かし本区にふさわしい旅館業の実現に向け、取り組んでまいります。
社会的意義を明確にすることへの義務化を要望する。	旅館業法の目的に則り、条例の目的や基本理念を定めております。

(2) 勤務体制の整備

○賛成意見（11件）

意見	区の考え方
駆け付け体制から施設内への常駐義務へと強化する方針には賛成する。	緊急時や災害時の迅速な対応のためには施設内常駐化が最良と考え、営業者の遵守事項に義務づけるとともに、そのための設備を構造設備上、規定いたしました。
既存施設にも常駐化を適用することを強く求める。	既存施設への新たな規定の適用は、事業者の営業の自由や財産権の侵害になることが考えられます。 近隣の生活環境の悪化に関する緊急性・重大性が高いなどの立法事実が認められない限り、違法性が高いと判断しました。既存施設には、法や条例の目的を鑑み、必要な指導を継続してまいります。

○反対意見（2件）

意見	区の考え方
常駐義務は現実的ではなく、スタッフ常駐に頼らずとも、施設外拠点からの駆けつけ体制を認めるべきである。	生活環境の悪化の未然防止や苦情発生の迅速な認識と対応のためには、人による確認が最良と判断しております。
スタッフの物理的な常駐に頼らずとも、最新の技術と制度設計によって十分に達成可能である。	

(3) 周辺との調整

○賛成意見（6件）

意見	区の考え方
事前に調整することについて、対象者においては私道沿いの住民も含み、内容においては調整ではなく合意の義務化を要望する。	前触れがなく、旅館業が開始されると、周辺にお住いの方に不安や不信感を与え、トラブルにつながるため、近隣にお住いの方に対する事業計画の事前周知を営業者に義務付けております。 また、町会等から説明会のご要望があれば、真摯に対応するよう求めております。
住宅街での新規開設については住民との調整を重視し、必要に応じて条件付き許可や許可の見送りを行える制度も検討していただきたい。	旅館業の許可を与えることができる要件は旅館業法で定められています。 それ以外の要件での不許可処分は困難であると判断いたしました。

(4) 施設管理体制の整備

○賛成意見（12件）

意見	区の考え方
建物外の近隣の人が見やすい位置に経営者名と連絡先を表示するよう、条例に追加して貰いたい。	営業施設の入り口に営業者または営業従事者に通じる連絡先の掲示を営業者に義務付けます。
連絡先だけでなく、施設名の明示、近隣住宅への立入り禁止及び騒音防止の注意書きも掲示するよう義務化を要望する。	営業施設の入り口、外壁等への施設名の表示又は掲示については、現行において営業者に義務付けております。 加えて、宿泊者へ近隣住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項を書面等にて提示することを規定いたします。

○反対意見（2件）

意見	区の考え方
毎日の確認について監視カメラ等のICT機器を活用した確認方法も柔軟に認めるべきである。	生活環境の悪化の未然防止や苦情発生の迅速な認識と対応のためには、人による確認が最良と判断いたしました。
運営形態の根幹において変更を強い毎日の確認義務は既存施設には適用するべきではない。	

(5) 他法令の遵守

○賛成意見（2件）

意見	区の考え方
骨子に記載されている内容については概ね合意する。	旅館業の営業にあたっては、旅館業法のみでなく、施設の営業にあたり必要な法令の趣旨を理解し、施設管理に活かすことが必要と考え、本規定を定めました。
既存施設にも遡及適用を要望する。	本規定については、既存施設にも適用いたします。

(6) 常駐義務違反への過料

○賛成意見（8件）

意見	区の考え方
違反の罰金が5万円以下では少ない。	旅館業法において、無許可営業をはじめとする不適切な営業に対しては、許可取消、営業停止等の命令、及び命令等に違反した場合は、拘禁刑若しくは最大100万円以下の罰金が規定されております。
悪質な業者に関しては、旅館業資格は停止もしくは取り消しにすべき。	一方、これとは別に、本区独自のルールを遵守させ、旅館業の適正な営業を確保するため、条例及びこれにもとづく措置命令に違反した場合に、行政罰である過料（5万円以下）を課すことといたしました。

(7) 上記以外の提案・質問

○賛成意見（18件）

意見	区の考え方
改善命令や指導に従わない場合の免許停止・取消等の措置を明確化すること。	<p>旅館業法において、無許可営業をはじめとする不適切な営業に対しては、許可取消、営業停止等の命令、及び命令等に違反した場合は、拘禁刑若しくは最大100万円以下の罰金が規定されています。</p> <p>一方、これとは別に、本区独自のルールを遵守させ、旅館業の適正な営業を確保するため、条例及びこれにもとづく措置命令に違反した場合に、行政罰である過料（5万円以下）を課すこととしています。</p>
学校や保育園の近隣には民泊の開業を禁止にしていただきたい。	<p>旅館業法第5条第4項において、学校や保育園の敷地の周辺おおむね100m以内で旅館業の許可をするにあたっては、保健所は施設管理者に清純な施設環境が著しく害されるおそれがないか、意見を求める規定がございます。</p> <p>本区においても、当該規定に則って手続きを進めております。</p>
住宅専用地域での宿泊施設の規制を強化してほしい。	<p>都市計画法における用途地域により、一定の範囲において、ホテル・旅館の建築規制がなされています。（区内においては、当該地域はごく一部であり、ほぼ全域で旅館業の営業が可能となります。）</p> <p>なお、本条例を含めた旅館業法関係法令にて営業施設の立地による規制を行うことは困難であります。</p>
不適切なごみ捨て、夜間騒音に対する対策を施してほしい。	<p>ごみの適正排出については、府内で調整を図りながら、不適切な排出が行われないよう必要な指導を行ってまいります。</p> <p>夜間騒音については、条例中に宿泊者の遵守事項において守るべき事項を定めるとともに、営業者には宿泊者に当該事項を守らせるよう規定いたします。</p>

(8) その他

○賛成意見（20件）

意見	区の考え方
民泊は廃止してほしい。 宿泊施設として建てられたわけではないところで運営されていることに、管理ができているのか不安を感じる。	住宅等の本来宿泊施設以外の用途のため建設した施設であっても、必要な要件を満たしている施設には旅館業としての許可をすることは法令上規定されております。 なお、管理不全等の宿泊施設が確認された際は、必要な調査を行うとともに、営業者には改善指導を行っており、今後とも取組を継続してまいります。
観光客にルールやマナーを守ってほしい。	条例中、宿泊者の遵守事項において守るべき事項を定めるとともに、営業者には宿泊者に当該事項を守らせるよう規定いたします。

○反対意見（2件）

意見	区の考え方
現行の検討会の進行・結論を一度白紙に戻し、体制を見直すこと。	検討委員会においては公衆衛生のみでなく、まちづくり、環境保全、観光振興等、様々な視点から議論がなされており、地域の生活環境確保の観点から旅館業の規制のあり方に関する一定の指向性を示すことができたと考えております。
公開資料では事業者数と苦情数程度の情報しかないが、宿泊数や経済効果等、るべき情報の掲載がない。結論を誘導する意図が感じられ、自治体のやり方として公平性に欠けると感じた。	